

# 岡山大学法文経学部同窓会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、会員の親ぼくを厚くし、相互の啓発を図ることをもって目的とする。
- 第2条 本会は、「岡山大学法文経学部同窓会」と称する。
- 第3条 本会の事務所は、岡山市北区津島、岡山大学大学院社会文化科学研究科等事務部内に置く。
- 第4条 本会は、その目的を達するために、下記の事業を行う。
- 一 同窓会会員名簿、会報の発行
  - 二 講演会、談話会その他の集会
  - 三 同窓会館の設置
  - 四 その他必要な事業
- 第5条 本会は、東京、名古屋、大阪、神戸、広島、山口、香川、島根、愛媛、津山及び鳥取その他必要な地に支部を置く。
- 2 支部に関する規程は、評議員会においてこれを定める。

## 第2章 会員

- 第6条 本会の普通会員は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。
- 一 文学部、法学部及び経済学部に入学者
  - 二 法務研究科及び社会文化科学研究科に入学者
  - 三 法文学部、文学部、法学部及び経済学部を卒業した者
  - 四 文学研究科、法学研究科、経済学研究科、文化科学研究科、法務研究科及び社会文化科学研究科を修了した者
  - 五 法文学部専攻科を修了した者
- 第7条 入会又は退会しようとする者は、その旨会長に申し出なければならない。
- 第8条 普通会員は、入学時に終身会費10,000円を納めなければならない。
- 2 第6条第1号の該当者であって、同条第2号に該当する者の終身会費は、免除する。
- 第9条 本会に、下記の特別会員を置く。
- 一 第6条に掲げる学部、研究科及び専攻科の専任の教員もしくは専任の教員であった者
  - 二 その他文学部、法学部、経済学部、社会文化科学研究科及び法務研究科に関係のある者
- 2 第2号に該当する者については、会長の提案に基づき、評議員会の議決を経なければならない。

## 第3章 役員及び職員

- 第10条 本会に、下記の役員を置く。
- |        |   |         |
|--------|---|---------|
| 一 名誉会長 | 1 | 名       |
| 二 会長   | 1 | 名       |
| 三 副会長  | 若 | 干 名     |
| 四 評議員  | 各 | 期 若 干 名 |
| 五 監事   | 2 | 名       |
- 第11条 名誉会長は、岡山大学文学部長、法学部長及び経済学部長の内から充てる。

- 2 会長は、会員中から選出する。
- 3 副会長は、会長がこれを指名する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。

第12条 評議員は、会員中より推薦した候補者に基づき、これを選出する。

- 2 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 評議員は、任期満了後も後任者が選出されるまで、その職に在るものとする。
- 4 評議員に欠員が生じて、次の総会までその補欠選出を延期することができる。
- 5 補欠により就任した評議員の任期は、前任者の任期による。

第13条 監事は、評議員会において会員中より選出し、その任期は、前条第2項による。ただし、補欠者の任期は、前任者の任期による。

第14条 評議員会は、重要な会務を審議する。

第15条 監事は、総会提出前、財産目録及び前年度収支決算を監査する。

第16条 評議員会は、本会の予算、決算その他重要な事項を議決する。

第17条 評議員会は、会長がこれを招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員の中から互選する。
- 3 評議員10名以上の請求があったときは、会長は、評議員会を招集しなければならない。

第18条 評議員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第19条 本会の事務施行に関する細則は、評議員会がこれを定める。

第20条 本会は、書記若干名を置く。

- 2 書記は、会長の命を受け会務に従事する。

#### 第4章 会員総会

第21条 通常総会は、毎年一回これを開く。

- 2 評議員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第22条 総会は、会長がこれを招集する。

- 2 総会の目的、期日及び場所は、あらかじめこれを通知する。

第23条 下記の事項は、これを通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 財産目録
- 二 事業報告

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第25条 会則改正の決議は、総会出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第26条 会員は書面をもって、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

#### 第5章 資産及び会計

第27条 本会の資産は、入会金及び寄附金その他諸収入による。

第28条 重要な財産を処分し、又は、予算外の支出を為すには、評議員会の決議を経なければならない。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

#### 附 則

本会則は、昭和35年5月3日から施行する。

～ 以下「附則」 中略 ～

附 則

本会則は、令和元年7月5日から施行し、改正後の会則は、平成31年4月1日から適用する。